

令和3年度三重支部事業計画(案)について

令和3年1月14日



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

保険者機能強化アクションプラン（第5期）

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追及していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実にものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、L D L コレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

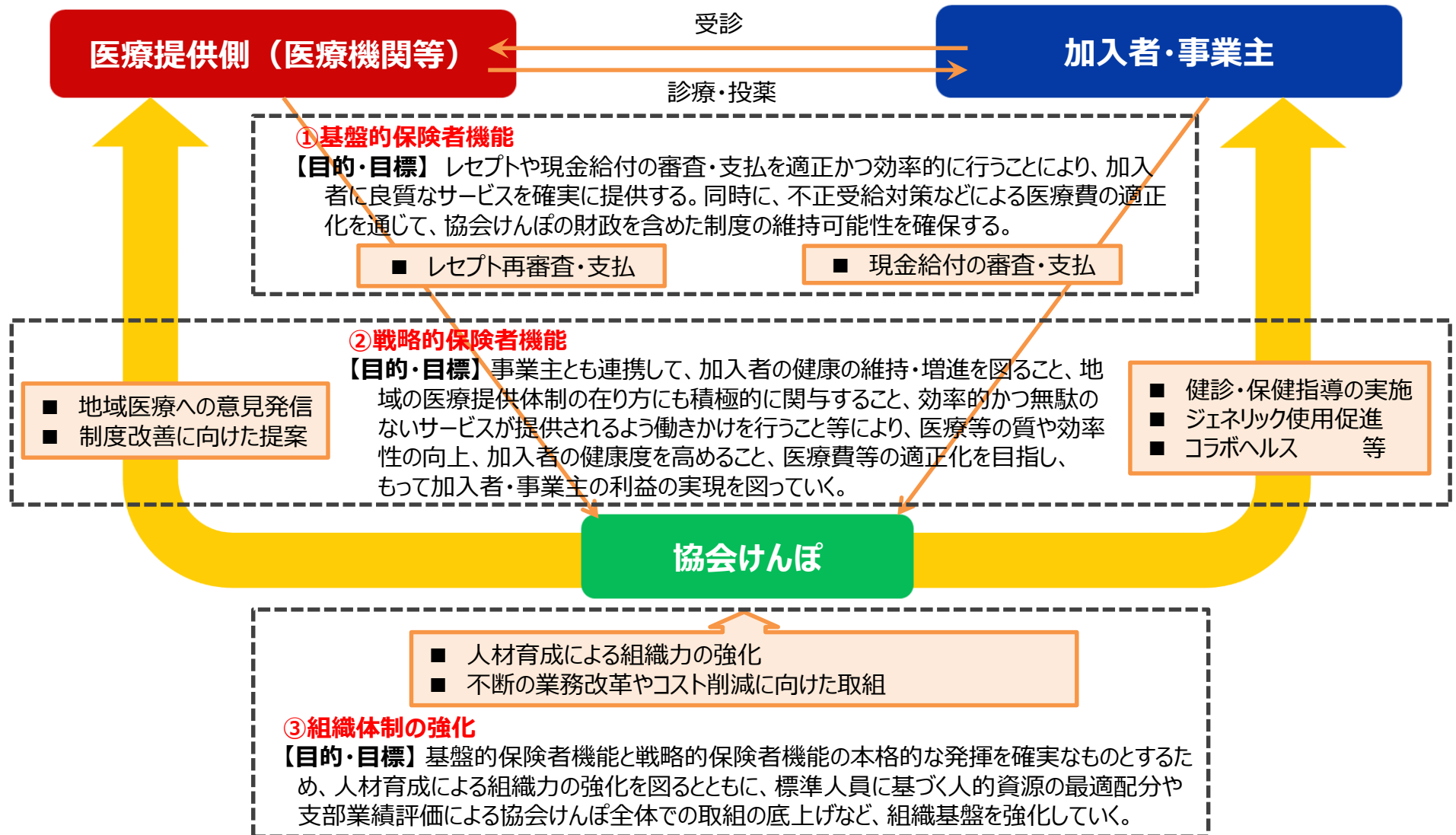
- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

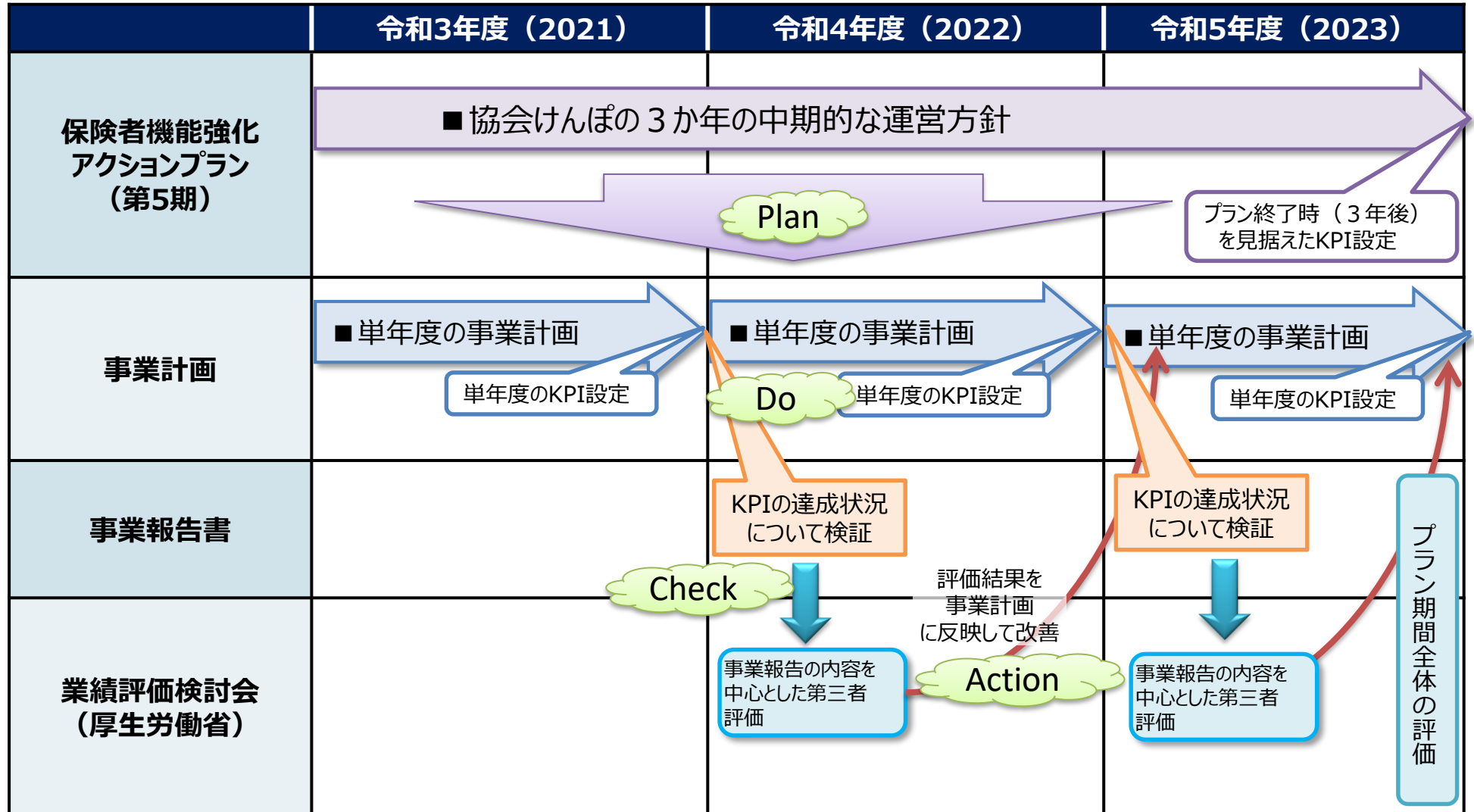
基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



令和3年度三重支部事業計画（案）

1. 基盤的保険者機能関係

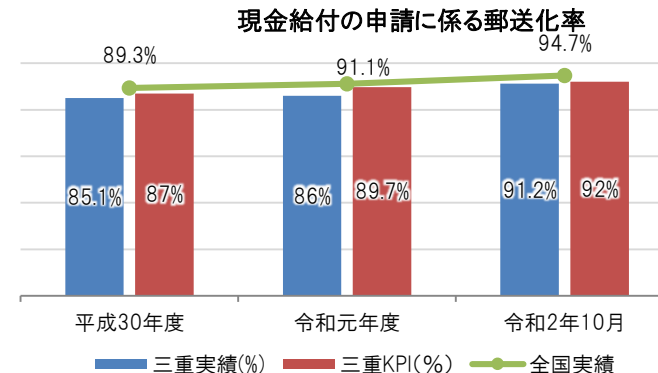
具体的施策

(1) サービス水準の向上 業務グループ

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。

KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする



(2) 限度額適用認定証の利用促進 業務グループ

- オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(3) 現金給付の適正化の推進 業務グループ

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査等を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策

(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

業務グループ

- 審査手順の標準化を推進する。
- 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

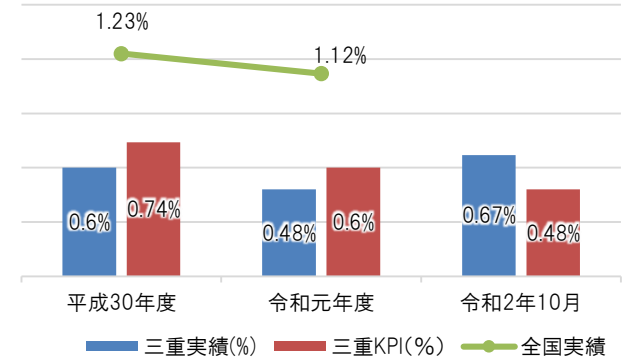
業務グループ

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について**対前年度以下**とする

施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請割合



(6) 被扶養者資格の再確認の徹底

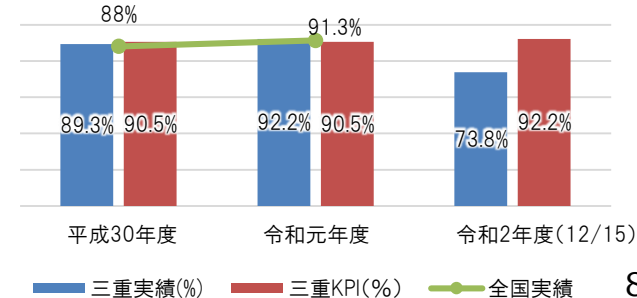
業務グループ

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**92.7%以上**とする

被扶養者資格の確認書提出率



1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策

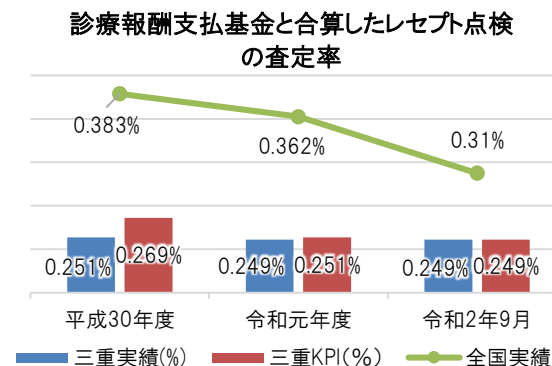
(7) 効果的なレセプト点検の推進

レセプトグループ

- 内容点検については、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

KPI

- ① 診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率※について**対前年度以上**とする
- ※査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を**対前年度以上**とする **NEW**



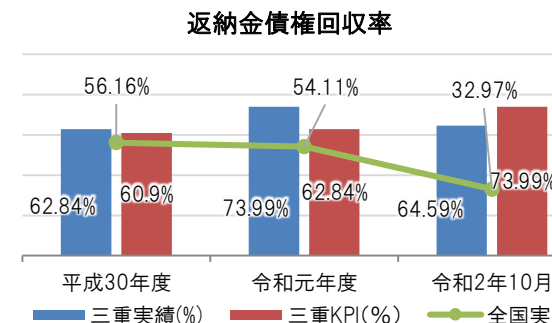
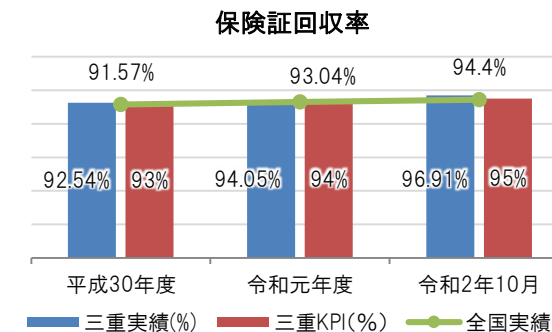
(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする



1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策

(9) 健全な財政運営

企画総務グループ

- 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- 医療審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

企画総務グループ

- オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

(11) 業務改革の推進

業務グループ

- 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

保健グループ

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

保健グループ

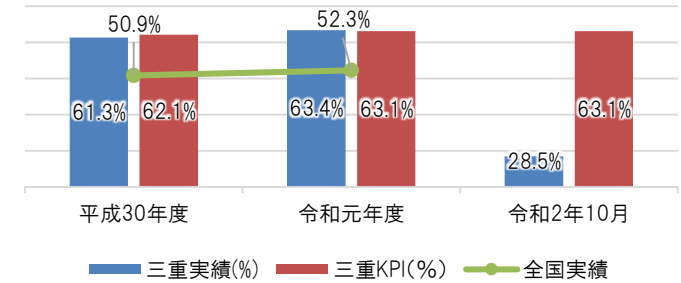
- 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- 事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局、商工経済団体等と連携して事業主への働きかけを行う。また、健診機関からのデータ提供数を増やすため周知と協力を依頼する。
- 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、ナッジ理論等を活用した案内を送付し、ショッピングモール等受診しやすい場所における集団特定健診や自治体と連携したがん検診同時実施の集団特定健診を実施する。
- 新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診、特定健診の案内及び特定保健指導の利用勧奨を実施し、制度の普及と利用拡大を図る。

KPI

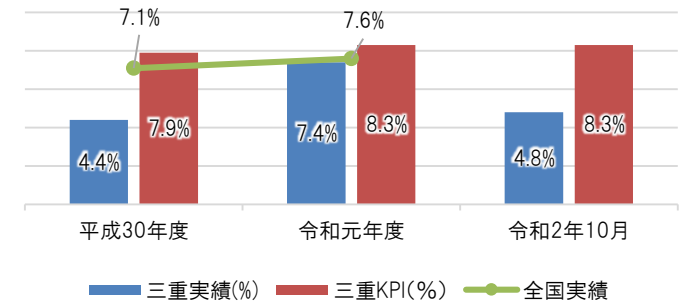
- ① 生活習慣病予防健診実施率を**64.5%以上**とする
- ② 事業者健診データ取得率を**13.6%以上**とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を**28.0%以上**とする

インセンティブ制度評価指標

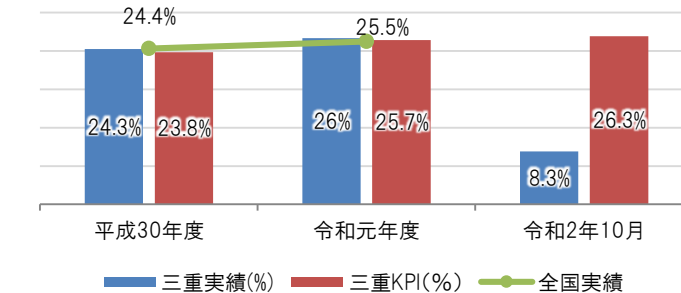
生活習慣病予防健診実施率



事業者健診データ取得率



被扶養者の特定健診実施率



2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

保健グループ

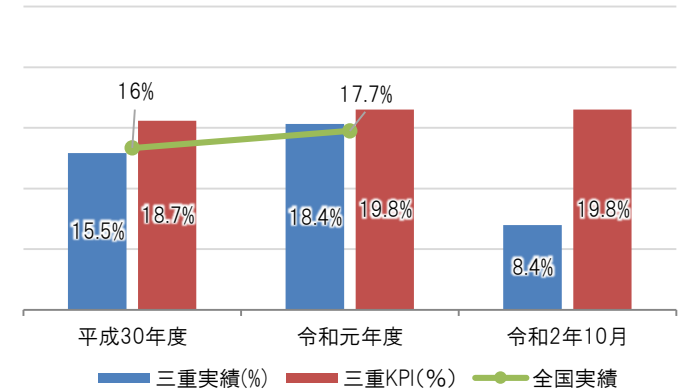
- 健診実施機関と特定保健指導専門業者への外部委託を活用した特定保健指導を推進する。特に、健診実施機関に向けては健診当日に初回面談を実施するよう働きかけ、実施数の増加及び利用者の利便性を向上させる。
- 集団特定健診実施時における当日の初回面談や利便性の高い会場を使用しての集団特定保健指導を実施する。
- WEB面談など情報通信技術を活用した特定保健指導を支部および外部委託にて実施し、実施数の増加及び利用者の利便性の向上を図る。

KPI

- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を**24.3%以上**とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を**20.0%以上**とする

インセンティブ制度評価指標

特定保健指導実施率



iii) 重症化予防対策の推進

保健グループ

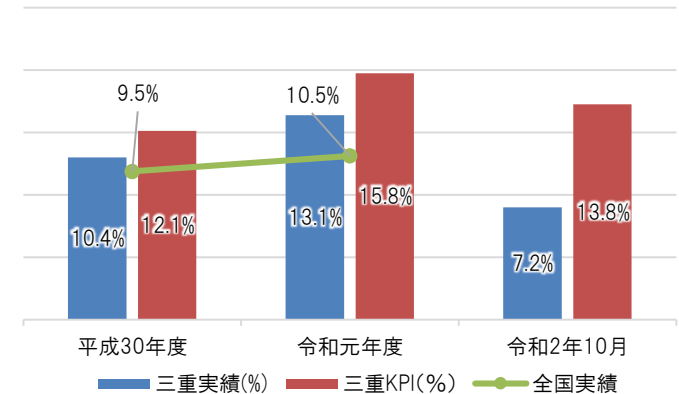
- 外部委託による二次勧奨として支部独自で対象者を選定し、医療専門職からの文書・電話による受診勧奨を確実に実施する。
- 健診実施機関や事業所と連携し、健診受診直後の早期受診勧奨を実施する。
- 糖尿病予備群に対する啓発事業として、健診結果から悪化予防に関する文書勧奨等を実施し、生活習慣改善を促す。
- かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防に取り組む。

KPI

- 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を**12.7%以上**とする

インセンティブ制度評価指標

受診勧奨後3か月以内の受診割合



2. 戦略的保険者機能関係

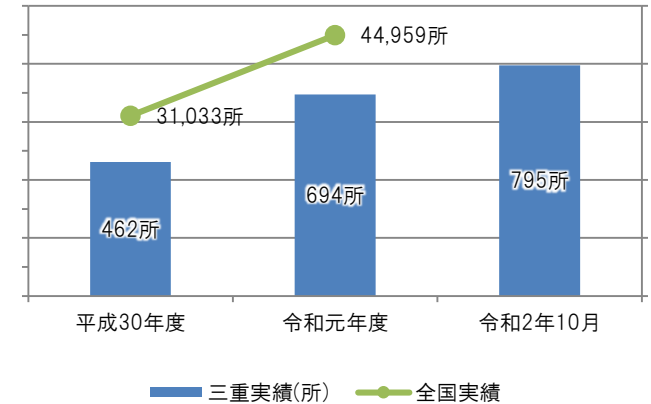
具体的施策

iv) コラボヘルスの推進

企画総務グループ

- 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を踏まえ、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
- 三重とこわか県民健康会議や関係団体と連携し、若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
- 三重県や三重労働局と連携し、職場のメンタルヘルス予防対策の推進に努める。

健康宣言事業所数



KPI

健康宣言事業所数を**950事業所以上**とする

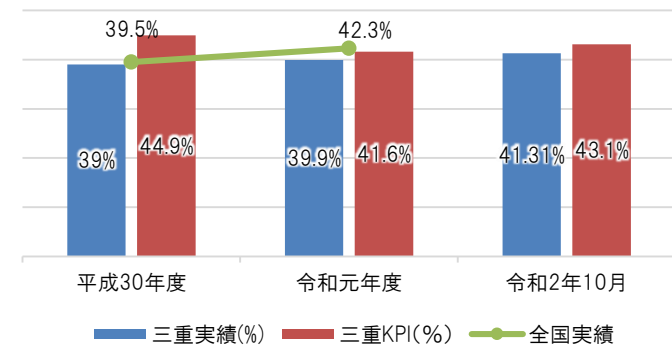
NEW

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

企画総務グループ

- 加入者を含めより幅広く情報発信するため、youtube等の動画やインターネット広告を活用した戦略的な広報を実施しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報などにより事業主及び加入者の行動変容を促す。
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、長年活躍した健康保険委員の表彰や関係団体と連携した効果的な情報提供を実施する。

健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を**46.1%以上**とする

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

企画総務グループ

- 協会けんぽが作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位をつけて取組む。

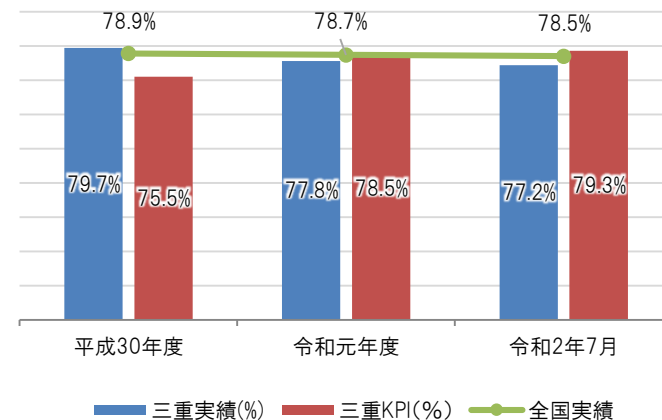
<医療機関・薬局へのアプローチ>

- 協会けんぽが作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、関係団体と連携して医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

<加入者へのアプローチ>

- 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布に加え、インターネット広告を活用した効果的な広報を実施する。
- 三重県、三重県医師会及び三重県薬剤師会並びに保険者協議会等との連携した取組を実施する。

ジェネリック医薬品使用割合



KPI

ジェネリック医薬品使用割合※を**79.5%以上**とする

※ 医科、DPC、歯科、調剤

インセンティブ制度評価指標

(4) インセンティブ制度の実施及び検証

企画総務グループ

- 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。

具体的施策

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

企画総務グループ

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

【医療データ等を活用した意見発信の実施状況】

	全国での実施状況	三重支部における実施の有無
平成30年度	25支部	実施なし
令和元年度	38支部	実施あり

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等において、協会けんぽの医療データの分析結果や国・三重県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- 医療審議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(6) 調査研究の推進

保健グループ

- 支部の調査研究事業として、特定保健指導における行動変容と個人特性（性格）との関連性の研究を行い、心理学的な根拠に基づく指導方法を検証し特定保健指導の質の向上を図る。また、協会けんぽが所有するデータ等を用いた分析結果を発表する。

3. 組織・運営体制関係

具体的施策

I) 人事・組織に関する取組

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

全グループ

- 支部の業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況を踏まえつつ、契約職員も含めた人員シフトを検討する。

(2) 人事評価制度の適正な運用

全グループ

- 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(3) OJTを中心とした人材育成

全グループ

- 「自ら育つ」職員を育成するためにOJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成のため、支部独自の研修を行い、人材育成を図る。

(4) 支部業績評価の実施

全グループ

- 支部業績評価に基づき、他支部との比較を通じて自支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

3. 組織・運営体制関係

具体的施策

Ⅱ) 内部統制に関する取組

(1) 内部統制の強化

全グループ

- 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

(2) リスク管理

全グループ

- 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

(3) コンプライアンスの徹底

全グループ

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

Ⅲ) その他の取組

(1) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

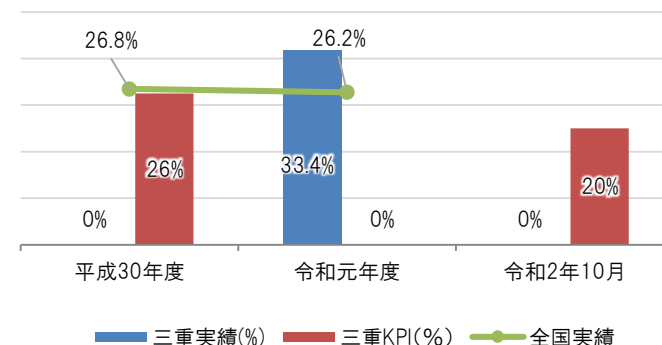
企画総務グループ

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**20%以下**とする

一般競争入札に占める一者応札案件の割合



三重支部の重点課題と取組について

① 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

業務グループ

令和3年度
KPI

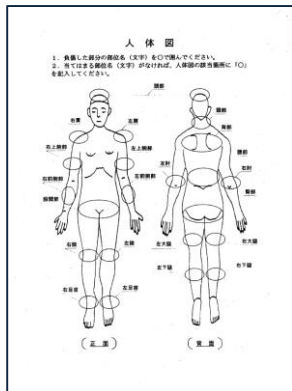
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

参考

令和元年度実績：0.48%

令和2年度の取組

<加入者への文書照会>



<適正受診の啓発チラシ>



<面接確認の実施>



面接確認とは・・・

施術管理者を呼び出し、施術録と申請内容等が相違ないかの確認を実施するもの。

令和2年度上期実績 1件

今後の課題

- 加入者あての文書照会件数を増やしているが、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の割合は減少していないため、申請割合が高い施術所への対策が必要である。
- 定例の審査会では実態が把握しづらい「部位ころがし」と呼ばれる過剰な施術が疑われる申請について、対策が必要である。

令和3年度の取組

- 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術割合が高い施術所に対して、留意文書の送付と面接確認を実施する。また、継続して施術を受けている加入者に対しては、内科的な原因も考えられるため、医療機関への受診を勧奨するリーフレットを送付する。
- 「部位ころがし」が疑われる申請について、本部から提供されるデータを活用し、文書照会を強化する。また、「部位ころがし」防止のため、多部位かつ頻回には該当しない申請についても傾向を分析し、審査を強化する。

②被扶養者資格の再確認の徹底

業務グループ

令和3年度
KPI

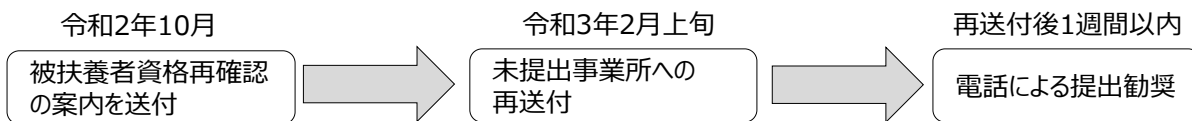
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**92.7%以上**とする

参考

令和元年度実績：92.2%

令和2年度の取組

<提出勧奨等のスケジュール>



提出期限:令和2年11月30日

提出期限:令和3年2月26日

確認対象事業所: 16,336件

令和2年12月4日時点の提出状況：提出事業所数11,348件（提出率69.5%）

<被扶養者資格再確認の案内>

今後の課題

- 今年度より被扶養者が別居の場合は添付書類の提出が必要となったため、未提出事業所に対して直接アプローチを行うなど提出につながる取組が必要である。
- 例年未送達となる事業所が一定数存在するため、確実な送達が必要である。（参考:令和2年度 2事業所）

令和3年度の取組

- 被扶養者状況リストの再送付に合わせて電話による提出勧奨を実施することにより、提出率の向上を図る。
- 未送達事業所については、日本年金機構への事業所所在地調査や事業所への電話による所在地聴取を徹底し、確実な送達を図る。

③返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

レセプトグループ

令和3年度
KPI

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を**対前年度以上**とする

参考

令和元年度実績：94.05%

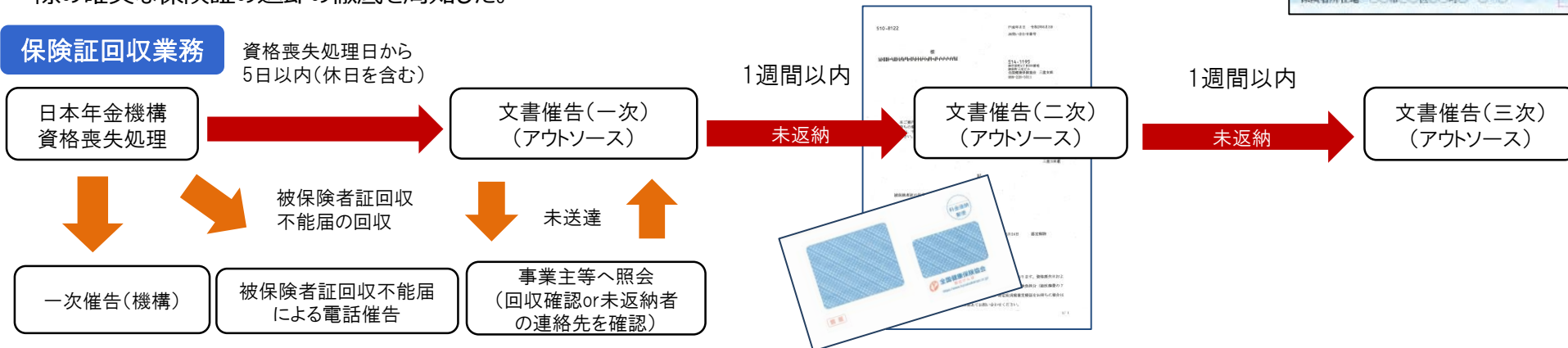
令和2年度取組

- 資格喪失後受診の発生防止のため、保険証未返納者に対して、日本年金機構での資格喪失処理後5日以内に1回目の文書催告を実施、その後2回目、3回目と早期の文書催告を実施。また、「被保険者証回収不能届」に記載の電話番号をもとに、受付から7営業日以内に保険証回収の電話催告を実施した。
- 保険証の未返納が多い事業所に対して、電話や文書等により、保険証の早期回収の重要性を訴え、資格喪失届の際の確実な保険証の返却の徹底を周知した。



保険証回収業務

資格喪失処理日から
5日以内(休日を含む)



今後の課題

- 資格喪失届の提出時に回収不能届の提出が徹底されていない。また、回収不能届の電話番号の記載率は向上しているが、更なる向上が必要である。

令和3年度取組

- 回収不能届の提出の徹底及び電話番号の記載の徹底について、引き続き日本年金機構との定例会議等で申し入れを行う。
- 保険証未回収が多い事業所に対し、保険証回収の協力依頼及び回収不能届の提出勧奨について定期的に文書を送付する。

三重支部の重点課題と対応について

④債権管理回収業務の推進

レセプトグループ

令和3年度
KPI

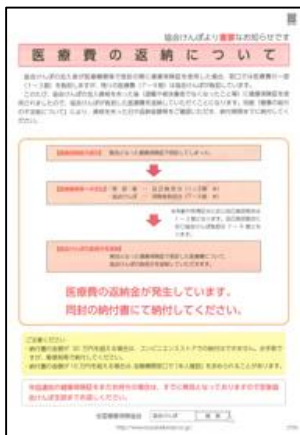
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を**対前年度以上**とする

参考 令和元年度実績：73.99%

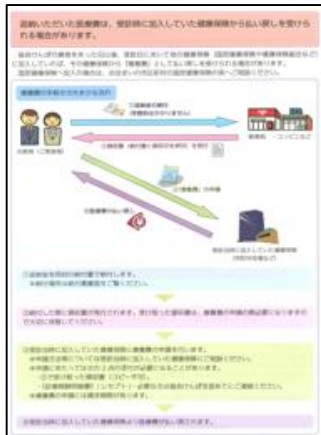
令和2年度の取組

- 文書、電話、訪問による早期催告及び保険者間調整を積極的に実施。また、納付拒否者に対しては、費用対効果を踏まえた法的手続を実施。

<返納通知>



<返納後の案内通知>



<保険者間調整の案内通知>



<外国人用の案内通知> 英語・中国語・ポルトガル語



<返納金催告通知>



今後の課題

- 外国人の債務者が多く、無資格受診返納金未納者に占める外国人の割合は、約38%である。返納通知や催告文書を送付しただけでは読まない（読めない）者が多く収納につながらない。可能な限り訪問し納付の必要性を伝える必要がある。

令和3年度の取組

- 確実な債権回収方法である国民健康保険との保険者間調整を拡充するため、案内文書を催告文書に同封し発送する。
- 外国人債務者への訪問による催告の強化、返納金債権の納付拒否者に対する支払督促や訴訟などの法的手続、分割中断者への定期的な催告等を積極的に実施し、債権回収を強化する。

⑤ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

保健グループ

令和3年度
KPI

- ① 生活習慣病予防健診実施率を**64.5%以上**とする
- ② 事業者健診データ取得率を**13.6%以上**とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を**28.0%以上**とする

参考

令和元年度実績：①63.4%
②7.4%
③26.0%

令和2年度の取組

ご家族向け (11-12月)

被扶養者(ご家族)限定
集団特定健診のご案内
新型コロナウイルス感染症対策を実施して開催します

7,150円の特定健診を**無料**で受診できるお知らせです

申込 令和2年9月29日(火) 必着
締切日

全国健康保険協会 三重支部
電話 059-225-3315

ご家族向け (1-2月)

本年度最後の
集団特定健診のご案内
被扶養者(ご家族)限定
新型コロナウイルス感染症対策を実施して開催します

7,150円の特定健診を**無料**で受診できるお知らせです

申込締切日 **11月18日(水) 必着**

全国健康保険協会 三重支部
電話 059-225-3315

ご本人向け (2-3月)

生活習慣病予防健診
集団健診のご案内
健診機関以外の場所で健診を受けられるご案内です!

土・日を中心に開催! 協会けんぽの補助でお得! 胃がん・肺がん・大腸がんがわかる検査を選んでいます

お申し込みは簡単**2ステップ**
ステップ① 会場・日程の選択
ステップ② 申し込みがせの返信

令和2年12月18日 必着

全国健康保険協会 三重支部
電話 059-225-3315

商業施設での集団健診

健診機関の少ない地域を含め、県内各地で集団健診を開催。

- ・ ご家族向け 66回を予定 (申込 9,215名)
- ・ ご本人向け 10回を予定 (申込 約700名)

開封率を高めるためDMは圧着仕様

ご家族向けは無料になったことをアピール

今後の課題

- 感染症対策をしながら、効率的な運営を行うことにより、集団健診実施回数の増加を図る必要がある。
- 事業者健診結果データの提供に関して、事業主、担当者、健診機関の理解を促進する必要がある。

※ 国において、事業者健診データ取得率の向上に向けた提供・運用スキームの改善について検討中である。(P31~35参照)

令和3年度の取組

- 特定健診実施率の向上に向けて、ナッジ理論等を活用した集団健診案内を送付し、ショッピングモール等受診しやすい場所における集団特定健診や自治体と連携したがん検診同時実施の集団特定健診を実施する。また、健診機関が実施している集団健診についても広報を行う。
- 事業者健診データの取得促進に向けて、三重県、三重労働局、商工経済団体等と連携して事業主への働きかけを行う。健診機関からのデータ提供数を増やすため周知と協力を依頼する。

三重支部の重点課題と対応について

⑥ 特定保健指導の実施率及び質の向上

保健グループ

令和3年度
KPI

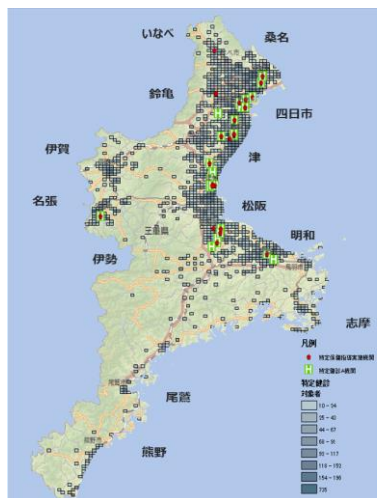
- ① 被保険者の特定保健指導の実施率を**24.3%以上**とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を**20.0%以上**とする

参考

令和元年度実績：①18.9%
②7.9%

令和2年度の取組

<被扶養者の集団健診における当日の初回面談実施> ※R2.11月実施分まで



市町	健診受診者	特定保健指導
東員町	301	42
四日市市	356	
いなべ市	78	
鈴鹿市	159	
津市	162	
伊賀市	261	
名張市	109	
松阪市	261	
明和町	112	
伊勢市	117	
合計	1,916	

<ICTを活用した遠隔保健指導の開始>

～2020年10月スタート!～
協会けんぽ三重支部のWeb面談

Web面談とは
Zoomアプリを利用して特定保健指導の初回面談をWebで気軽に受けることができるようになりました! おひとり様、約30分間の個別面談がご都合の良い時間で受けられます。(平日9時～16時30分の間) いままで、利用機会がなかった事業所様も、ぜひこの機会にご活用ください。

特定保健指導 Web面談の良い点

どこでも

都合の良い場所で受けられます
※プライバシーに配慮をお願いします

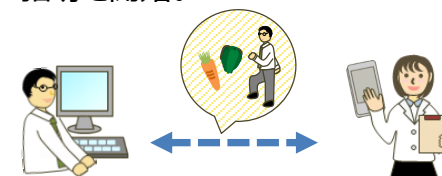
非接触で

遠隔面談だから感染症対策としても安心

社員の健康のため

何より社員の皆様に健康で働き続けていただくため

- 集団健診での初回面談
健康への意識が高まっている健診当日に初回面談を実施。
- コロナ禍における対応
新たな特定保健指導の手段としてZoomアプリを活用した特定保健指導を開始。



今後の課題

- 特定保健指導の必要性の周知。初回面談数の向上。(事業所、対象者)
- 委託先健診機関における健診当日の初回面談の推進。(健診機関)
- ICTを活用した遠隔による特定保健指導の受入率向上。(事業所)

令和3年度の取組

- 健康経営の視点から事業所へ健康づくりに取り組む意義を周知し、その一環として特定保健指導を活用していただく。
- 健診当日の初回面談を増やすため、健診機関の具体的な実施方法を確認し、好事例を情報共有する。

三重支部の重点課題と取組について

⑦ジェネリック医薬品の使用促進

企画総務グループ

令和3年度
KPI

ジェネリック医薬品使用割合※を**79.5%以上**とする（予め定まっている目標値で設定）

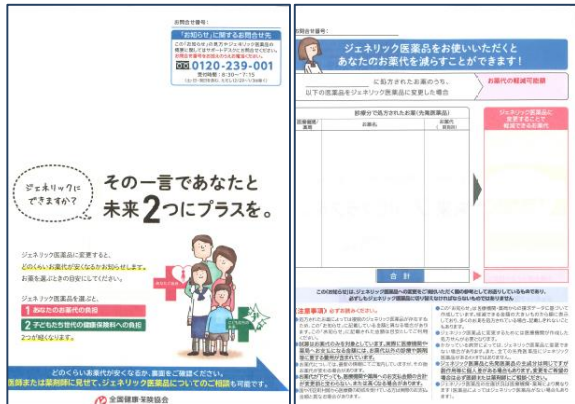
※ 医科、DPC、歯科、調剤

参考

令和2年7月実績：77.2%

令和2年度の取組

<ジェネリック医薬品軽減額通知>



<ジェネリック医薬品希望シール>



<インターネット広告(バナー)>



今後の課題

- ジェネリックカルテによる分析結果では、三重支部加入者におけるジェネリック医薬品拒否割合は、偏差値が49であり、依然として高い。
- 一般名処方率の偏差値が65と高いが、院内処方・院外処方の使用割合が低い。また、薬局での使用割合が低くなっている。

<ジェネリックカルテ>

都道府県名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)		【医療機関の視点】										【薬局の視点】			【患者の視点】			
			院内処方					院外処方					調剤ジェネリック医薬品使用割合(院外処方再掲)			加入者ジェネリック拒否割合			
			院内処方ジェネリック医薬品使用割合		院内処方率			院外処方ジェネリック医薬品使用割合		一般名処方率									
偏差値	指標数値	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度	偏差値	指標数値	影響度			
三重	47	78.3	48	67.8	-0.3	43	25.1	50	81.8	+0.1	65	59.3	+1.6	50	81.8	+0.1	49	15.8	-0.4

令和3年度の取組

- 医療機関・薬局に対して、個々の強み・弱みを見える化したツールや医薬品実績リストを活用した文書・訪問による使用促進勧奨を実施する。
- 加入者に対しては、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布に加え、ジェネリック医薬品の普及啓発に向けた効果的な広報を実施する。
- 三重県、三重県医師会、三重県薬剤師会との連携を強化し、医療計画の策定の場や後発医薬品使用促進協議会等において情報発信を実施する。

三重支部の重点課題と取組について

⑧地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

企画総務グループ

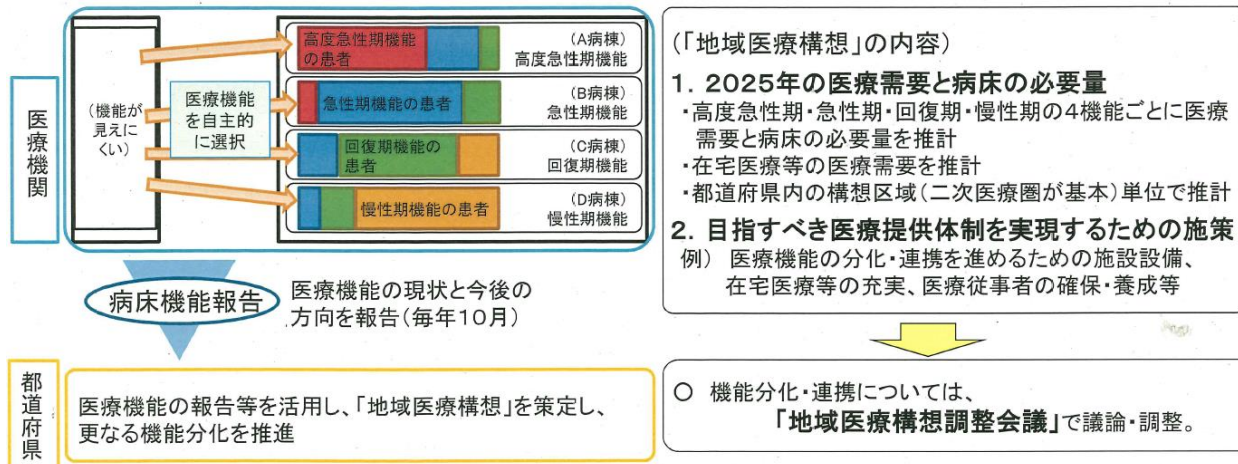
令和3年度
KPI

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

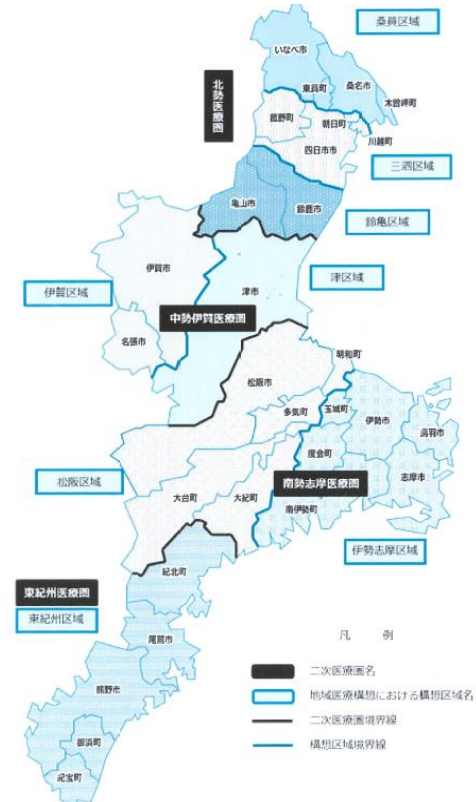
参考 令和元年度実績：実施あり

令和2年度の取組

＜地域医療構想に関するイメージ＞



＜三重県の二次医療圏・構想区域＞



今後の課題

- 地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症等の発生に関わらず、将来の医療需要の変化は確実視されるため、取組を着実に進めていく必要がある。
- 三重県の医療計画において、平時からの取組と感染拡大時の取組を検討する必要がある。

令和3年度の取組

- 「団塊の世代」が75歳以上を迎える2025年を視野に、地域住民が過不足なく医療を受けられる医療提供体制を実現するため、地域医療構想調整会議等において、「医療機能の分化・連携の推進」「在宅医療の充実」「医療従事者の確保」を中心に効果的な意見発信を行う。
- 不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなど「上手な医療のかかり方」について、加入者の行動変容につながる情報提供を行う。

三重支部事業計画KPIに係る実績

(1) 基盤的保険者機能関係 ※H30・R1年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

＜令和2年10月末時点＞

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	H30年度	0.269%以上	0.251%	未達成
		R1年度	0.251%以上	0.249%	未達成
		R2年10月	0.249%以上	0.249%	—
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度以下とする	H30年度	0.74%以下	0.60%	達成
		R1年度	0.60%以下	0.48%	達成
		R2年10月	0.48%以下	0.67%	—
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする ※日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、R2年2、3月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、H31年4月～R2年1月までの実績。	H30年度	93.0%以上	92.54%	未達成
		R1年度	94.0%以上	94.05%	達成
		R2年10月	95.0%以上	96.91%	—
	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	H30年度	60.9%以上	62.84%	達成
		R1年度	62.84%以上	73.99%	達成
		R2年10月	73.99%以上	64.59%	—
	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	H30年度	0.053%以下	0.061%	未達成
		R1年度	0.061%以下	0.059%	達成
		R2年9月	0.059%以下	0.083%	—
⑤ サービス水準の向上	① 各年度におけるサービススタンダードの達成状況を100%とする	H30年度	100%	100%	達成
		R1年度	100%	100%	達成
		R2年10月	100%	100%	—
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする	H30年度	87.0%以上	85.1%	未達成
		R1年度	89.7%以上	86.0%	未達成
		R2年10月	92.0%以上	91.5%	—
⑥ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする	H30年度	83.0%以上	78.2%	未達成
		R1年度	84.0%以上	79.3%	未達成
		R2年10月	85.0%以上	79.6%	—
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする	H30年度	90.5%以上	89.3%	未達成
		R1年度	90.5%以上	92.2%	達成
		R2年10月	92.0%以上	12.7%	—
⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする	H30年度	36.5%以上	58.7%	達成
		R1年度	62.5%以上	41.7%	未達成
		R2年10月	50.0%以上	85.7%	—

三重支部事業計画KPIに係る実績

(2) 戦略的保険者機能

<令和2年10月末時点>

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況(※)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を63.1%とする	H30年度	62.1%以上	61.3%	未達成
		R1年度	63.1%以上	63.4%	達成
		R2年10月	63.1%以上	28.5%	—
	② 事業者健診データ取得率を8.3%以上とする	H30年度	7.9%以上	4.4%	未達成
		R1年度	8.3%以上	7.4%	未達成
		R2年10月	8.3%以上	4.8%	—
	③ 被扶養者の特定健診受診率を26.3%以上とする	H30年度	23.8%以上	24.3%	達成
		R1年度	25.7%以上	26.0%	達成
		R2年10月	26.3%以上	8.3%	—
② ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を19.8%以上とする	H30年度	18.7%以上	15.5%	未達成
		R1年度	19.8%以上	18.4%	未達成
		R2年10月	19.8%以上	8.4%	—
② iii) 重症化予防対策の推進	① 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.8%以上とする	H30年度	12.1%以上	10.4%	未達成
		R1年度	15.8%以上	13.1%	未達成
		R2年10月	13.8%以上	7.2%	—
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均を対前年度以上とする	H30年度	35.9%以上	38.1%	達成
		R1年度	36.3%以上	45.7%	達成
		R2年度	45.7%以上	—	—
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43.1%以上とする	H30年度	44.9%以上	39.0%	未達成
		R1年度	41.6%以上	39.9%	未達成
		R2年10月	43.1%以上	41.31%	—
④ ジェネリック医薬品の使用促進	平成32年9月までに、協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80%以上とする ※ 平成30年度は調剤分の使用割合、R1年度から医科、DPC、歯科、調剤の使用割合とする	H30年度	75.5%以上	79.7%	達成
		R1年度	78.5%以上	77.8%	達成
		R2年8月	79.3%以上	77.5%	—
⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする	H30年度	100%以上	100%	達成
		R1年度	100%以上	100%	達成
		R2年10月	100%以上	100%	—
	② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	H30年度	実施する	実施なし	未達成
		R1年度	実施する	実施あり	未達成
		R2年10月	実施する	—	—

(3) 組織体制強化関係

具体的施策	KPI	年度	目標	実績	達成状況
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	H30年度	26%以下	0%	達成
		R1年度	0%以下	34.4%	未達成
		R2年10月	20%以下	0%	—

令和3年度支部保険者機能強化予算（案）

* 支部保険者機能強化予算は、各支部が地域性を踏まえた医療費適正化や健康づくり等の取り組みを行うことで、支部の保険者機能を一層発揮できるよう、令和元年度から創設された。なお、通常業務に係る経費については、基礎的業務関係予算で計上することになる。

令和3年度支部保険者機能強化予算（案）

<医療費適正化等予算>

区分	取組内容	令和3年度予算 (見込み)
医療費適正化対策	3者連名によるジェネリック医薬品の使用促進リーフレット（継続） 三重県、三重県薬剤師会との3者連名によるジェネリック医薬品の使用促進チラシを県内の医療機関・薬局から加入者（患者）へ配付	1 1 1 千円
	中小企業従業員の行動変容を促す公衆衛生や行動経済学を活用した介入方法の検討（継続） 公衆衛生学や行動経済学を活用した行動変容を促す介入方法（プログラム）を、モデル事業所と研究者で有用性の検証・改善を実施	1,8 3 0千円
	インターネット広告を活用した戦略的な広報（継続/変更） 加入者へ直接的に情報を提供することができるインターネット広告（ジオターゲティング・バナー広告等）を活用した広報の実施	4,705千円
	保育園児・幼稚園児の父母を対象とした情報誌への医療費適正化に係る記事掲載（新規） 幼稚園児・保育園児の父母向けの情報誌に医療費のかかり方やジェネリック医薬品への切り換え等の記事を掲載	1 6 6 千円
広報・意見発信	紙媒体による広報（継続） 日本年金機構が送付する納入告知書の同封チラシ、関係機関の窓口に設置する限度額適用認定申請セット・任意継続申請セットの作成	5,773千円
	インセンティブ制度の理解度向上に係る新聞広告（継続） 健康づくりや医療費適正化と保険料率・インセンティブ制度との関連性など、保険料率に関する理解度を向上させる広告の実施	6 6 千円
	プレスリリース配信による健康保険制度等の周知（新規） WEBを閲覧する方を対象とし、協会の存在の認知、取組の理解を促進するため、協会の概要や給付制度、健康づくりの取組等をプレスリリース形式で配信	1 5 4 千円

令和3年度支部保険者機能強化予算（案）

<保健事業予算>

区分		取組内容	令和3年度予算 (見込み)
健診	集団健診	○ 健診情報から受診確率の高い地域や未受診が多い地域を特定しショッピングセンターなどの施設で集団健診を実施（継続） ○ 小規模事業所で未受診者が多い地域や健診機関が少ない地域で集団健診を実施（継続）	13,772千円
	事業者健診の結果データ取得	○ 外部委託による事業所への事業者健診データ提出勧奨（継続） ○ 事業者健診結果（紙媒体）のデータ入力委託（継続）	12,392千円
	健診推進経費	○ 特定健診の集団健診の実施にあたり、健診の実施率が目標を達成した場合に支払う報奨金（継続）	839千円
	健診受診勧奨	○ 被保険者・被扶養者に対して年度当初に案内する健診チラシの作成（継続）	1,062千円
	その他（健診機関実地指導旅費等）		34千円
保健指導	保健指導利用勧奨	○ 特定保健指導を実施するにあたって、年度当初や健診機関から案内する健診データの共同利用に係るチラシの作成（継続）	640千円
	その他（中間評価時の血液検査費等）		3,663千円
重症化予防	未治療者受診勧奨	○ 医療機関への受診が必要な方に対する一次勧奨後、1か月以内に電話や文書での勧奨を外部委託により実施（継続）	7,490千円
	重症化予防対策	○ 糖尿病予備群に対する重症化予防啓発の実施（継続） ○ 医療機関による未治療者への受診勧奨の実施（継続）等	5,758千円
コラボヘルス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康宣言事業所の取り組みのフォローアップ [フィードバック調査、WEBセミナー、健康教育に関する動画配信]（継続/変更） ○ 優良な取り組みを実施している事業所の取組事例の紹介 [インターネットを活用した周知]（継続/変更） ○ 健康宣言に参加するためのエントリーシートの作成（継続） ○ 従業員への健康教育等に活用できる季節の健康情報の提供（継続） 	6,615千円	

(参考) 事業者健診データの取得率の向上に向けた、
事業主・健診実施機関・協会けんぽにおける
3者間での提供・運用スキームについて

事業者健診データの取得率の向上に向けた、事業主・健診実施機関・協会けんぽ
における3者間での提供・運用スキームについて

1. 根拠規定

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第27条（略）

2 保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前2項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

2. 目標値及び実績

協会における事業者健診データの取得に係る目標値及び実績（過去5年間の取得率）については、次のとおり。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業者健診データ取得率	目標値	10.6%	12.7%	15.0%	7.0%	7.5%
	実績	4.6%	6.2%	6.4%	7.1%	7.6%
(参考)生活習慣病予防健診実施率	実績	48.0%	48.5%	49.6%	50.9%	52.3%

（注1）事業者健診データ取得率は、“事業者健診データ取得（提出者数）÷特定健診対象者数（被保険者）”で算出。

（注2）目標値は、第2期・第3期特定健診等実施計画で定めている率。

3. 必要と考えられる措置等

（1）事業者と健診実施機関の契約書のひな形の作成

- ・ 保険者への健診結果の提供事務を事業者が健診実施機関に委託するための契約書のひな形を作成し、健診実施機関から保険者に事業者健診の結果を直接提供することを推進する。

(2) 事業者健診時における保険者番号等の取得促進

- ・ 健診実施機関による保険者への健診結果の提供や、保険者における被保険者等と健診結果の紐付けを円滑にする観点から、必要な保険者番号や被保険者番号等を事業者健診時に取得するため、その記載欄を設けた問診票のひな形を作成し、健診実施時にその使用を推進する。

(3) 事業者健診の血糖検査の取扱いの見直し

- ・ 事業者健診の血糖検査の方法を特定健診と合わせ（HbA1c 検査を認める、随時血糖について食直後を避けることとする）、事業者健診と特定健診の項目の差異を減らす。

※上記(1)～(3)について、事業者団体及び関係団体の長に宛てて、厚生労働省労働基準局長及び保険局長通知（協力依頼）を発出する方向で検討。

4. 労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（最終改正令和2年3月31日）に、事業者から保険者へ事業主健診の結果を提供すべき旨等を規定する。

なお、現時点において、厚生労働省から、上記3及び4に係る具体的な内容及びスケジュール等は示されていない。

【上記3及び4について、第132回・第136回（令和2年10月28日・12月2日）社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋】

5. 運用上の検討課題等

(1) 事業者から協会への、事業者と健診実施機関との間で事業者健診の実施に係る契約を締結した旨の通知

- ・ 事業者と健診実施機関とが締結する事業者健診の実施に係る契約において、新たに定めた契約書（ひな形）が確実に使用されるよう徹底するための方策の検討。
- ・ また、当該契約を締結したにもかかわらず、健診実施機関から協会へのデータ提供が行われなかったことがないよう、事業者と健診実施機関が契約を締結した際、事業者から協会に対し、その旨が確実に通知される方策の検討。

- (2) 健診実施機関による事業者健診データの円滑な作成及び協会への提供
- ・ 健診実施機関が定められたデータ項目や仕様を遵守し、かつ、協会がシステムに取り込めるデータ形式（一定のルールに則ったXML 又は CSV）により事業者健診データを提供できるように、必要な措置を検討。
- (3) 健診実施機関と協会とが締結する契約について、集合契約と同様のデータ授受等スキームの構築
- ・ 特定健診の集合契約と同様に、健診実施機関と協会との間での事業者健診データの授受・費用決済（データ作成費用）について、社会保険診療報酬支払基金等を通じて行うスキームの構築の検討。
- (4) 事業者・健診実施機関・協会での新たな提供・運用スキームへの円滑な移行
- ・ 3者間での新たな提供・運用スキームのスタート後、当面の間は、新契約書に基づく契約と、現行の契約書に基づく契約とが混在すると考えられるため、事業者、健診実施機関及び協会それぞれの現場で混乱が生じないように、必要な措置の検討。

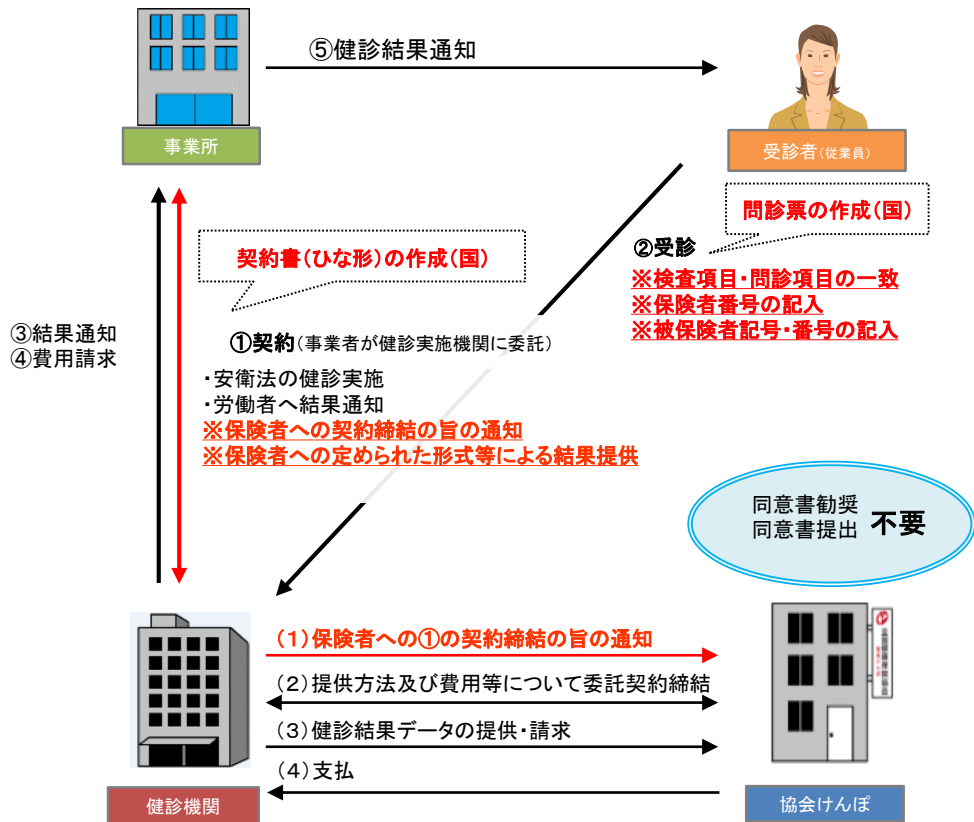
※ 上記(1)及び(2)については、事業者と健診実施機関とが締結する事業者健診の実施に係る契約において、事業者が健診実施機関に委託する旨が盛り込まれることが前提。

事業者（特に中小企業等）から保険者への事業者健診データの提供をより円滑に推進していくためには、上記の運用上の検討課題等が解決（整備・徹底）されることが不可欠であり、協会から厚生労働省に対して、すみやかに検討のうえ措置するよう要望してきている。

また、その運用については、事業者、健診実施機関及び保険者間の相互理解及び連携が必須であり、事業者団体及び健診実施機関団体のご理解、ご協力が不可欠。

健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキーム(イメージ)

(新たなスキーム)



(現行のスキーム)

